「向日神社」の延歴

向日町西部丘陵南端に向日神社がある、祭神は神武天皇、向日神、乙訓座大雷神、玉依姫命、例祭は五月一日である。

延喜式所載の旧社にして、歴朝の尊崇厚く元正帝社殿を造営、光仁帝宝亀四年境内の瑞異を奉りて奉幣し、桓武帝延暦二年丹波国に於て神戸代田を寄進、尚大中臣諸魚を勅使として、幣帛を奉り上の社に正六位を下の社に従五位を進めて両社を修理し、同四年行幸して神戸を寄せられ、同十三年平安遷都に際して、奉幣し尋で淳和帝天長中三度奉幣修営のことあり、その後仁明帝、文徳帝、清和帝陽成帝、度々奉幣し、或は度々祈雨霽の事あり、更に武門の帰依又浅からず、本社は応永二十五年の古建築で幾たびか修理が加えられたが古式依然たるものであり、現在文化財保護建造物に推定さる。

社頭の石標表に掲ぐる「正一位向日大明神」の額は、小野道風の書を模したるもので、その真蹟は庫中にも納められる。

社宝として延喜本、日本書紀神代巻下一冊あり、文化財として指定さる。

社地向日山は一名鳥見山とも云う、又勝山と称するは、豊臣秀吉征明出陣に当り、当社に参詣し、この山の名を社人に尋ねたるところ、勝山と答え、秀吉ことのほか喜悦し、これより名づけたという。

境内には老桜多く、春櫻の満開、秋は紅葉して錦繍をなし人来りて賑う。

向日神社の祭事は、毎年五月神武天皇東征の際に御即位され、この日が辰の日であつたので、卯の月に行われ、その月に二度辰の日があれば、最初をとり、三度あるときは、中の日をとる。

結婚簡素化

向日町婦人会長 山本貞子

過日、京都府地域婦人会連絡協議会が、新生活運動の一つとして、結婚簡素化促進のモデル規約を作りました。それを各郡の連合婦人会長が、各々お持ち帰りになり検討の後、去る三月三日再び府の協議会に各連合会長が出席され、再検討されたのでございます。

乙訓郡連合婦人会に於きましても、その規約を推薦する為二回協議会が開かれました、近く新しい規約が発表される事と存じます。

以前、当町婦人会でもこの問題について色々申合せをして、一時は実行の様子も見られましたが戦後、社会情勢が一変してから、こうした規約は全く姿を消してしまい、昨今では何所も彼所も結婚豪華版ばかりに成りました。

無意味な因襲にとらわれず、無駄な事に貴重な資財を費さぬ意欲に、全ての人が目覚めぬ限り、どんな規約を作つて見ても、これも亦無駄に了るのでございます。今度、新しい規約が出来ましたら、大方の御理解御協賛を切に念願致します。

供米優良町として表彰うける

農家の皆さんの御努力によつて、今度供米優良町として、向日町が三月十五日京都府庁に於て、食糧庁長官から感謝状を受けた。

これは全国数多い市町村の中から過去の供米に対する成績が特に良好で、その完遂を期されたるものであつて、向日町の農家の方々が一致して真にわが国の食糧事情を、御理解され、率先割当供米に御協力して下さつたおかげである。

選挙と私達（その2）

◎次に投票ができる人の資格でありますが、投票のできる為には次の様な資格があつて、投票当日選挙人名簿に登載されている人でないと投票する事ができません。

1 日本国民であること
2 年令が満二十才以上であること
3 同一市町村に三ヶ月以上住所を有していること

右の内三ヶ月住所の要件は国会議員の選挙権を有するためには必要でありませんが選挙人名簿に登載されるためには必要であります。

次に立候補のできる人でありますが、立候補は特定の公務員を除き、特にその資格について制限はありませんので自由に立候補できますが、被選挙権は次の資格が必要であります。

1 衆議院議員 年令満二十五才以上の者
2 参議院議員 年令満三十才以上の者
3 知事 右に同じ
4 市町村長 右に同じ
5 都道府県の議会の議員 年令二十五才以上の者でその選挙権を有するもの
6 市町村の議会の議員 右に同じ
7 教育委員会 右同じ

選挙権、被選挙権とも右のような資格があつても禁治産者とか禁錮以上の刑に処せられている者等の欠格者は権利を認められておりません。

次に選挙人名簿について是非知つて戴きたいことは投票ができる資格があつても、その選挙人名簿に載らない為投票ができない事になつておりますから、特に選挙人名簿についてはその内容についても知つておく必要があります。

選挙人名簿には基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類に分れ、何れも各選挙の際使用されますが作成の時期や手続きが相当違つております。

1 基本選挙人名簿

この基本選挙人名簿は昨年九月十五日現在で引続き三ヶ月間町内在住している人で、選挙権ある人を職権によつて調べ該当者を名簿に載せるもので次の様な要件に該当しておらなければなりません。

（イ）その年の九月十五日まで引続き三ヶ月以来同じ市町村に住所を有する者
（ロ）その年の十二月二十日において満二十才以上になる者
（ハ）その年の九月十五日現在において日本国民である者
（ニ）その年の九月十五日現在において欠格者（禁治産者、禁錮以上の刑に処せられておる者等）でない者

町の選挙管理委員会では町内各世帯に調査表をお配りして、記載をして戴き住民登録票、食糧配給台帳、戸籍簿等を参考にして次の様な手続で作成してゆきます。

（イ）名簿調製期限 十月三十一日
（ロ）名簿縦覧期間 十一月五日より十五日間

役場で調整した名簿をこの期間中に一般にお見せしておりますから、必ず自分の氏名が漏れたり、誤がないか調べ、そのような事由があつたときは選挙管理委員会に対し異議申立書を至急提出願います。

（ハ）名簿確定期日 十二月二十日

このようにして十二月二十日になると名簿は確定し、その後一年間の選挙に使用されることとなり、途中で異議申立があつても修正訂正等は認められません。

2 補充選挙人名簿

この補充選挙人名簿は選挙のある度に作られるもので、基本名簿に載らなかつた人達でその後選挙権ができた人や、誤つて基本名簿に載せられなかつた人々を選挙の前に短期間で名簿を作るもので、特にこの補充名簿は各人よりの申請によつて載せられるものですから選挙前には必ず注意して申請して下さい。特に名簿の確定日により満二十才の年令をむかえますので、初めて選挙権を得られた方は注意されたいのです。（投票開票その他選挙について次号に掲載します）

府会議員選挙 四月二十三日
町長選挙 四月三十日

選挙権があつても名簿に載つていないと投票ができません。選挙のあるたびに補充選挙人名簿を作りますから回覧板をよく見て申告をお願いします

供米完遂！

今年の米は今年の内に供米農家の合言葉の様に十一月六日割当以来一ヶ月余りの十二月十日無事完遂されました。

これも供米農家の努力と農業委員の絶大な協力の賜と思います。

成績は左の通り

部落名	供出割当量	検支米 三等	検支米 四等	検支米 五等	もち玄米 三等	もち玄米 四等	糯用米	供出合計	供出率
物集女	一三五六八	一〇五〇〇	八〇五三	石	三五〇〇	石	石	一三五六八	一〇〇・〇三
寺戸	四四八・八	四四・〇〇	三二一・四四	〇〇	二・〇〇		三九・五〇	四四七・四四	一〇〇・一三
森本	三五九・〇	一〇・四〇	一〇一・二七	三・〇〇	一〇・〇〇		二〇・四〇	三五九・〇四	一〇〇・〇四
鶏冠井	四八八・〇	四四・二〇	三五四・九〇	一七・五〇	四・五〇	一・〇〇	二四・五〇	四八八・五〇	一〇〇・一〇
上植野	六五九・三	五四・五〇	四二一・三〇	一九・〇〇	一四・四〇	一・〇〇	二〇・〇〇	六〇一・一〇	一〇〇・五〇
向日	一・〇	・〇〇	・二〇					一・〇〇	一〇・〇〇
計	一九九八・〇	二一一・五〇	一四四四・〇〇	五九・〇〇	五三・二〇	四・四四	一二四・〇〇	二〇〇〇・〇〇	一〇〇・一三

向日町消防団 出初式挙行される

恒例の向日町消防団出初式は、正月五日小雨降る中に、午前九時から向日町競輪場内広場で団員四百二名が参加して、団長の挨拶に始り町長（消防長）の挨拶と次々に式は進められ各部ガソリンポンプの一斉放水に移り、赤青黄白と天に五色の水沫を上げ見いる人々は、ひとしお感激した。

次第

一、開会の辞
二、向日町消防団長挨拶
三、向日町長（消防長）挨拶
四、消防団員の表彰
府消防協会長表彰
府消防協会乙訓支部長表彰
向日町長（消防長）表彰
向日町警察署長表彰
五、乙訓地方事務所長祝辞
六、向日町警察署長祝辞
七、団員服装の点検
八、消防機械器具の点検
九、放水演習実施
十、講評
十一、閉会

出初式放水演習

町で拾った話

◉警察に協力して表彰うける。

昨年暮の二十三日の夕方向日町某さんの自転車をかつぱらつて逃走せんとした犯人仲井和太郎逮捕に協力した森本の清水勝三君は本年一月五日消防団出初式当日警察署長より表彰を受けられた。

◉消防一家の表彰

上植野の野口宗一さん一家から昭和二十九年に当町消防団の団員として六人の息子さんが務められ、同父宗一さんは当町会議員で消防委員の要職を務められた名誉の一家として本年一月五日消防団出初式当日当町消防長の表彰を受けられた。

◉よい子の表彰。

鶏冠井区で、よい子達が年中雨の日も風の日もかかさず熱心に拍子木を鳴らして火の用心の夜廻りをしているので一般家庭から感謝され、去る二月十二日防安会が催された際部落から表彰しようと云う事になつてよい子達に表彰状とノートを送り表彰された。

長岡京の礎石

短い間ではあつたが、奈良京に次ぐ古い都として知られる長岡京は大極殿を初め、その建造物の配置は奈良、平安京と全く異りその配置は、考古史学上最も重要視されている所であるが、去る一月二十二日阪急西向日町駅北方約百米の畑の中から八省院の礎石と推定される、巾一尺から二尺、厚さ七寸、長さ三尺以上の敷石の様なものが、二間以上にわたつて発掘され、乙訓郡誌編纂資料として、西京高校教諭中山修一氏の手で調査が進められているが、また／＼入洛した文化財保護委員会美術部長工学博士福山敏男氏も視察し、長岡史跡研究上大きな発見だと賞讃された。

写真はその発掘現場の礎石、現在発掘を続けている。

自転車、荷車の所有について

御承知の通り自転車荷車税は自転車荷車を所有することによつて、その税金がかゝるので、自転車を新に所有することになつた場合は直ちに夫々鑑札の取付を受けなければならない事になつており、これを受けない時は脱税の罪で一万円以下の罰金又は科料に処せられます。

最近警察からも無鑑札使用者を摘発し、脱税者としての警告を受け且つこれら脱税者を厳に取締る旨連絡がありましたので、かかる犯罪者が出じない様特に御注意願います。

尚昨年四月から税法の一部改正があり、自転車荷車税は、これ等を取得した翌月から月割でかゝる様になりましたから御承知願います。

自衛隊の「部隊内見学」手続きについて

自衛隊員募集に関しては、市区町村に於てその手続きをとつておりますが、今回皆さんに自衛隊の実相を御理解していただく為部隊見学御希望の向きについては、従来から部隊挙げて歓迎しておりますので、その実施把握、又は部員派遣の意味で、団体申込みに限り、その手続をして申込みする様に希望しております。

尚申込み手続きは役場を経由することになりま

事故防止交通制限標識建つ

向日町を南北に貫通する旧西国街道は、昔ながらの狭い道路で両側には商店が連担し、近年諸車通行ひんぱんな上にスピードを出し、交通事故頻発するところより、本町では府会公安委員会に諸車運転速力二十五粁制限の許可を得たので、省線駅前より野辺坂（西国街道）を経て五辻までの要所に速力制限標識を建て登下校の子供達や一般通行人を守ることとなり、諸車の制限注意を喚起することと